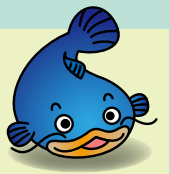


地震保険

地震国日本！ 地震保険は必要な保険です

地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没・流失による損害を補償します。



地震保険とは

- ① 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。
(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用の什器・備品や商品も対象になりません。)
- ② 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- ③ 利潤を一切いわず、皆様の保険料は準備金として積み立てられています。
- ④ 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金のお支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金をお支払いするため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。



津波の災害
(東日本大震災 2011年)
出典: (一財)消防防災科学センターホームページ



噴火の災害
(有珠山噴火 2000年)



地震による倒壊
(阪神・淡路大震災 1995年)



地震による火災
(東日本大震災 2011年)
出典: 平成23年版消防白書(総務省消防庁)

ご存知ですか？火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする

地震保険の保険金お支払いについて

保険金をお支払いする場合

地震・噴火・津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象に生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損^(注)となった場合

事故例



地震による火災で
建物が焼失した



地震で建物が
損壊した



地震による津波で
建物が流された



地震で家財が
損壊した

(注)「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定について
地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定します
(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

地震保険のお支払金額

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

保険金をお支払いする場合					お支払いする 保険金の額
損害の程度	建物		損害の程度	家財の損害の額が	
	主要構造部(基礎、柱、壁、 屋根等)の損害の額が	焼失もしくは 流失した部分の床面積が			家財の損害の額が
全損 	建物の時価額の 50%以上	または 建物の延床面積の 70%以上	全損 	家財全体の時価額の 80%以上	地震保険保険金額の 100% [時価額が限度]
大半損 	建物の時価額の 40%以上 50%未満	または 建物の延床面積の 50%以上 70%未満	大半損 	家財全体の時価額の 60%以上 80%未満	地震保険保険金額の 60% [時価額の60%が限度]
小半損 	建物の時価額の 20%以上 40%未満	または 建物の延床面積の 20%以上 50%未満	小半損 	家財全体の時価額の 30%以上 60%未満	地震保険保険金額の 30% [時価額の30%が限度]
一部損 	建物の時価額の 3%以上 20%未満	または 床上浸水 全損・大半損・小半損に至ら ない建物が、床上浸水または 地盤面より45cmを超える 浸水を受け損害が生じた場合	一部損 	家財全体の時価額の 10%以上 30%未満	地震保険保険金額の 5% [時価額の5%が限度]

- ◆損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- ◆損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ◆門、塀、垣、エレベーターまたは給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。
- ◆損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が11兆7,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する11兆7,000億円の割合によって削減されることがあります（2019年4月現在）。
- ◆72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

※イラストはイメージです。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
- 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに発生した損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

地震保険料控除制度について

個人契約の場合、払い込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。（平成19年1月改正）

※地震保険料控除は保険料を実際に払い込みいただいた年に行われます（口座振替の場合、「実際に払い込みいただいた年」は、振替日の属する年となります。）。なお、始期日より前に払い込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払い込みいただいたものとして取り扱われます。
※2年以上の契約で保険料を一括して払い込みいただいた場合、一括払保険料を保険期間（年数）で割った保険料を毎年払い込みいただいたものとして取り扱われます。

火災損害 (地震等により延焼・拡大した損害を含みます) は補償されません!

地震保険のご加入にあたって

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は火災保険とあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても火災保険だけでは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。詳細は、火災保険のパンフレット等をご参照ください)。

※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。

なお、火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、火災保険と同時に地震保険をご契約いただく場合は、火災保険と同一の開始時刻となります。

■地震保険の保険の対象

① 居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)

② 家財(居住用の建物に収容されている場合に限り。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は除かれます。)

※地震保険の保険の対象は火災保険で保険の対象となっているものに限り。火災保険の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

■地震保険の保険金額

建物、家財ごとに火災保険の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額をお決めください。

ただし、同一の建物や家財についてご加入の他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円^(注)、家財1,000万円が限度となります。

(注) 複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯が異なる戸室ごとに5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

【警戒宣言が発令された場合のご契約について】

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が下表①~④のいずれかに該当し、確認資料^(注1)をご提出いただいた場合、地震保険料に割引を適用します^{(注2)(注3)}。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる保険証券等(写)をいいます。

(注2) 下記①~④の条件を複数満たす場合であっても、割引はいずれか1つのみの適用となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

割引の種類	割引率	適用条件	確認資料
① 免震建築物割引	50%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^(注1) により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写) ^{(注2)(注3)(注4)} ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写) ^(注3)
② 耐震等級割引	耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合	①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) ^(注5) および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写) ^(注4) (注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。) (注2) 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限り。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)等 (注3) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
③ 耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981年(昭和56年)6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類(写)
④ 建築年割引	10%	対象建物が1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか(1981年(昭和56年)6月以降の新築であることが確認できる資料が対象となります。) ・「建物登記簿謄本」(写)、「建物登記簿権利証」(写)、「建築確認書」(写)等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)および公的機関等に対して届け出た書類(写)(公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限り。) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等(写)



Q | 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか？

A | 大規模地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q | 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか？

A | 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

Q | 1回の地震等による支払保険金の総額が11兆7,000億円を超える場合、保険金が削減されるのでしょうか？

A | 地震保険は巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできないため、1回の地震等における保険金の支払限度額を11兆7,000億円と定めています(2019年4月現在)。この11兆7,000億円という金額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。万一、この額を超えてしまった場合、お支払いする保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 11 \text{ 兆 } 7,000 \text{ 億円}$$

(ご参考) 東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

Q | 地震保険の保険料は、高いと思うのですが？

A | 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料率を算定しています。また、地震保険の保険料率の中には、民間損害保険会社の利潤は含まれておりませんし、代理店の手数料率も低くおさえたものとなっています。なお、住宅の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、住宅が一定の条件を満たしている場合に、所定の確認資料をご提出いただければ、地震保険料に割引の種類の応じた10%、30%または50%のいずれかの割引が適用されます。

Q | 地震保険では実際の損害額をもとに保険金をお支払いするのではなく、損害を4区分(全損・大半損・小半損・一部損)に分類し、保険金額に各々一定の率を乗じたものを保険金としているのはなぜですか？

A | 大地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金をお支払いする必要があるため、このようなお支払方法としています。

Q | エレベーター・給排水設備などの付属物だけに損害が発生した場合でも保険金は支払われますか？

A | 地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額には、これらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部^(注)に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物だけに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、お取扱いの代理店・扱者または当社にその旨ご相談ください。(注) 基礎・柱・壁・屋根など建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

ご注意ください事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって決まります。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 保険期間と保険料払込方法は以下のとおりです。
 〈火災保険の保険期間が5年以下かつ自動継続特約(長期用)をセットしないご契約の場合〉火災保険と同じです。
 〈火災保険の保険期間が6年以上または自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合〉火災保険の満期日^(注)まで地震保険を1年または5年ずつ自動継続する方式があります。地震保険の自動継続時の保険料払込方法は原則として火災保険と同じですが、口座振替や直接集金の場合には異なることがあります。
 (注) 自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、予定継続期間満了日
- 火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。
- 損害保険会社の経営が破綻した場合でも、地震保険では「損害保険契約者保護機構」により、保険金や解約返れい金は100%補償されます。
- 代理店・扱者は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは地震保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款・特約等をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

【金融機関が代理店・扱者となる場合のご注意】

- 地震保険のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で地震保険をお申し込みいただくことは融資の条件ではありません。
- 地震保険は預金等ではなく、元本の返済は保証されておりません。また、預金保険制度の対象にはなりません。従いまして、預金利息はつきません。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客さまでスク 0120-632-277 (無料)

受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00

※年末年始は休業させていただきます。

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189 (無料)**

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

・受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまでスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先